

○横手市雪国よこて安全安心住宅普及促進事業補助金交付要綱

平成25年4月1日

告示第102号

改正 平成28年4月7日告示第80号

平成28年12月13日告示第172号

平成30年4月1日告示第64号

平成31年3月20日告示第22号

令和3年3月18日告示第31号

(趣旨)

第1条 この告示は、社会資本総合整備計画に基づき、雪国横手において、住宅の克雪対策、バリアフリー化等を行うことにより、高齢者等が安全で快適に暮らせる住環境の整備を促進するため、雪国よこて安全安心住宅普及促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 改修工事 住宅の機能又は性能を維持し、及び向上させるため、住宅又は住宅の一部を修繕又は模様替え等を行う工事
- (2) 資料作成 第8条、第11条及び第12条に必要な書類を整えること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 市内に住所を有する者で、本人及び同居者に市税の滞納が無く、次のアからオまでのいずれかに該当する者
 - ア 自ら又は配偶者が所有し、居住する住宅の改修工事を行う者
 - イ 自ら又は配偶者が市内に住宅を所有し、改修工事の完了後に当該住宅に転居する者
 - ウ 親（配偶者の親を含む。以下この条において同じ。）又は子が所有し、自ら居住する住宅の改修工事を行う者
 - エ 親又は子が所有し、居住する住宅の改修工事を行う者
 - オ 親又は子が市内に住宅を所有し、改修工事の完了後に当該住宅に転居する者
- (2) 市外に住所を有する者で、市内に住宅を所有し、改修工事の完了後に当該住宅に転居する者

(補助対象住宅)

第4条 補助金交付の対象となる住宅は、市内にある住宅（別荘等を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 一戸建て住宅（同一敷地内の別棟、住宅用車庫及び物置を含む。）
- (2) 併用部分が延べ面積の2分の1未満である併用住宅
- (3) マンション等の共同住宅（2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項の区分所有者をいう。）が居住する建物をいう。）。ただし、人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項の専有部分をいう。）とする。

（補助対象工事等）

第5条 補助金の対象となる工事は、前条の規定による補助対象住宅に係る工事であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 雪対策のための改修工事、バリアフリー化改修工事、省エネルギー・断熱化改修工事又は防災・減災対策のための改修工事で、別表第1に掲げる工事に要する費用の合計が10万円以上であるもの
- (2) 市内に事業所を有し、法人市民税等を滞納していない建設業者又は市に住民登録をしている個人と工事請負契約を締結するもの
- (3) 補助金の交付決定後に工事に着手し、第12条の完了実績報告書を同条に規定する期限までに提出できるもの

2 補助金の対象となる資料作成は、市内に事業所を有し、法人市民税等を滞納していない事業者又は市に住民登録をしている個人が作成したものとする。

（補助対象外工事）

第6条 次に掲げる工事に要する費用については、補助金交付の対象としない。

- (1) 既存の住宅全体の延べ面積の2倍を超える増改築工事
- (2) 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事
- (3) 横手市の他の補助制度を利用する場合において、その制度の対象となる工事

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、次の各号の規定により算定した額（その額に千円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）の合計の額とする。

- (1) 第5条第1項の工事に対する補助金の額は、対象工事に係る経費（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）に100分の10を乗じて得た額とする。ただし、20万円を限度とする。
- (2) 第5条第2項の資料作成に対する補助金の額は、資料作成に係る経費（消費税及び地方消費税を含む。）に相当する額とする。ただし、対象工事に係る経費に応じ、別表第2に掲げる額を限度とする。

（補助金の交付申請）

第8条 前条第1号の補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金

交付申請書に次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 工事概要書
- (2) 工事請負契約書又は請書の写し
- (3) 補助金交付申請書に係る見積書
- (4) 補助対象工事を行う住宅及び施工箇所の工事着手前の写真
- (5) 補助対象工事の施工箇所及び仕様を示した図面
- (6) 納税証明書又は同意書
- (7) 資料作成費用の見積書（ただし、前条第2号の補助金の交付を受けようとする場合に限る。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めた書類
(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の申請書を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を認めたときは、申請者に通知するものとする。

(補助金交付申請の辞退及び取下げ)

第10条 申請者は、前条の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に申請を辞退することができる。

2 前項に基づき辞退し、又は自己都合により申請を取り下げるときは、補助金交付申請辞退（取下げ）届を市長に提出しなければならない。第5条に規定する条件を満たさなくなったときも同様とする。

3 前項の補助金交付申請辞退（取下げ）届の提出があったときは、補助金に係る申請及び交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助金の変更交付申請)

第11条 申請者は、工事の内容を変更しようとするときは、速やかに補助金変更交付申請書に次の書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 工事概要書
- (2) 工事請負変更契約書又は変更請書の写し
- (3) 補助金交付申請書に係る見積書
- (4) 変更部分に係る施工箇所の工事着手前の写真
- (5) 変更部分に係る施工箇所及び仕様を示した図面
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めた書類
(事業完了実績報告)

第12条 申請者は、補助金の交付決定を受けた工事が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに完了実績報告書に次の書類を添

えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事及び資料作成に要した費用に係る領収書等支出を証する書類の写し
- (2) 補助対象工事を行った住宅及び施工箇所の工事完了後の写真
- (3) 省エネルギー・断熱化改修工事を行ったときは、その性能を証明するもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めた書類
(補助金額の確定)

第13条 市長は、申請者から前条の完了実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の確認をする場合において、申請者に対し、必要な報告を求めることができる。
(補助金の請求及び交付)

第14条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合は、補助金交付請求書を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けた場合は、当該請求に係る補助金を交付するものとする。
(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは期限を定めて返還を命ずることができるものとする。

- (1) 提出書類の記載事項に虚偽があると認めたとき。
 - (2) 補助金交付決定通知書に記載の交付条件に従わなかったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか市長が不相当と認めたとき。
- (その他)

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月7日告示第80号)

この告示は、平成28年5月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月13日告示第172号)

この告示は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日告示第64号)

この告示は、平成30年4月1日から施行し、第1条の規定による改正後の横手市雪国よこて安全安心住宅普及促進事業補助金交付要綱の規定は、平成29年12月1日から適用する。

附 則 (平成31年3月20日告示第22号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月18日告示第31号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

- | |
|---|
| <p>1 雪対策のための改修工事は、次のいずれかの工事とする。</p> <p>(1) 屋根又は住宅敷地内の雪を溶かすための電気、温水循環及び散水式の融雪設備の設置又は取替え工事</p> <p>(2) 屋根を自然落雪型の勾配（4寸勾配以上）に改修する工事。ただし、現行の構造基準に適合する改修に限る。</p> <p>(3) 屋根を無落雪型の屋根（1寸勾配以下）に改修する工事。ただし、現行の構造基準に適合する改修に限る。</p> <p>(4) 屋根からの落雪を防止するために行う屋根改修工事及び落雪防止装置その他これらに類するものの設置又は取替工事</p> <p>(5) 屋根の雪下ろし作業の安全を確保するために行う固定式はしご、はしご脱落防止金具、安全帯取付装置その他これらに類するものの設置又は取替工事</p> <p>(6) 風除室（床面積10m²以下）の新設工事（雪囲いは除く。）</p> <p>(7) 雪による軒折れを防止するために行う軒先の補強工事</p> <p>(8) 前各号の工事に係る部位の撤去又は復旧工事</p> <p>2 バリアフリー化改修工事は、次のいずれかの工事とする。</p> <p>(1) 通路又は出入口の幅を有効幅で80cm以上に拡張する工事</p> <p>(2) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路又は道路から玄関に至る経路に手すりを取り付ける工事</p> <p>(3) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路又は道路から玄関に至る経路の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含む。）</p> <p>(4) 水栓器具を容易に操作できるレバーハンドル等に交換する工事</p> <p>(5) 開き戸を引き戸又は折れ戸に交換する工事</p> <p>(6) 開き戸のドアノブを容易に開閉できるレバーハンドル等に交換する工事</p> <p>(7) ホームエレベータ又は階段昇降機を設置する工事</p> <p>(8) 台所、浴室、脱衣所及び便所を車いす対応とする工事</p> <p>(9) 浴室、脱衣所及び便所に対する断熱性向上などのヒートショック対策工事</p> <p>(10) 前各号の工事に係る部位の撤去又は復旧工事</p> <p>3 省エネルギー・断熱化改修工事は、次のいずれかの工事とする。</p> |
|---|

- (1) 窓の改修工事であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）に基づく住宅性能表示基準の等級2を満たすための窓の交換、内窓設置及びガラス交換工事
- (2) 既存の屋根、天井、外壁又は床の断熱改修工事であって、断熱材の種類、厚さ等の仕様が住宅品質確保法に基づく住宅性能表示基準の等級2を満たすもの
- (3) 一定の洗浄性能等を有する節水型トイレ（JIS A 5207に規定する「節水Ⅱ型（洗浄水量6.5リットル以下）大便器」の性能と同等以上のもの）に交換する工事
- (4) 一定の保温性能等を有する高断熱浴槽（JIS A 5532に規定する「高断熱浴槽」の性能と同等以上のもの）に交換する工事
- (5) LED照明器具に交換する工事
- (6) 前各号の工事に係る部位の撤去又は復旧工事

4 防災・減災対策のための改修工事は、次のいずれかの工事とする。

- (1) 安全性が評価され、又は耐荷重が示された耐震シェルター（固定式シェルターベッドを含む。）の設置工事
- (2) 造成工事、建物解体工事等を伴わないものであって、倒壊の恐れがあり、又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定める基準を満たさない住宅敷地内のブロック塀等の撤去工事
- (3) 感染症感染防止対策のため、在宅リモートワークができる環境を整備する改修工事

別表第2（第7条関係）

対象工事に係る経費	資料作成に対する補助金の上限額
10万円以上100万円未満	5,000円
100万円以上150万円未満	10,000円
150万円以上200万円未満	15,000円
200万円以上	20,000円

備考 第11条の規定に基づく変更交付申請をした場合にあつては、「対象工事に係る経費」を「変更後の対象工事に係る経費から変更前の対象工事に係る経費を減じて得た額」と読み替えて算定した上限額と変更前の資料作成に対する補助金の交付決定額の合計を変更後の上限額とするものとし、2万円を限度とする。